

主 文

原判決中被告人三名に関する部分を破棄する。  
被告人Aを判示第三の(一)事実につき懲役一年に、その余の事実につき懲役七年に、  
被告人B、同Cを各懲役三年六月に、  
処する。  
原審における未決勾留日数中百日を右各本刑(被告人Aについては後者の刑)に算入する。

理 由

検察官長井省吾の陳述した控訴趣意及び被告人Bの弁護人加藤定蔵、被告人Cの弁護人長谷川信の各陳述した控訴趣意及び被告は夫々記録に編綴してある各控訴趣意書(検察官提出の控訴趣意書中五枚目裏末尾昭和二十二年とあるを昭和二十二年と訂正)並に答弁書記載のとおりであるからこれを引用する。  
検察官の控訴趣意第一点及びこれに対する弁護人の答弁並に弁護人加藤定蔵の控訴趣意第一点の三の(五)中事実誤認に関する点について。  
原審が「被告人等三名は共謀の上昭和二十二年三月五日午前三時二十分頃秋田市a所在D工事事務所E工場構内において同所長F保管のおもし一個外機械部品等十三点(時価合計三万二千円相当)を窃取し用意のリヤカーに積んで逃走せんとした際同工場守衛G(当時五十七年)に発見され同市a町H方前路上附近まで追跡きれるや同所附近で同人に対し逮捕を免れ罪跡を湮滅するため前記被告人等三名は交々同守衛の顔面、腰郎等を殴打、足蹴にする等の暴行を加えて同人をその場に転倒せしめその反抗を抑圧し同人の追跡不能の隙に逃走したが右暴行により同人に対し全治約二ヶ月を要する頭部、顔面打撲裂創等の傷害を負わせた」旨の準強盗傷人罪の起訴事実に対しこれを窃盗と傷害の併合罪に止まるものと認定判示したことは記録に徴し洵に所論のとおりである。

よつて右認定事実につき審究するに原判決の挙示する関係名証拠就中被告人Aの司法警察員に対する昭和二十二年三月九日附、同被告人の検察官に対する同月十日附、被告人Bの司法警察員に対する同月十日附、同被告人の検察官に対する同月十九日附、被告人Cの司法警察員に対する同月十日附、同被告人の検察官に対する同月二十日附各供述調書、並に当審検証調書の各記載及び当審証人Gの供述を綜合すれば被告人等三名は昭和二十二年三月五日午前三時頃秋田市a町D工事事務所E工場裏門附近の有刺鉄線柵の一部を破損した個所より構内に侵入し同工場中央部広場の鉄製品置場より前記F保管に係るスラストリング一個、ゴムジョイント用バンブー一個を相協力して持出しこれを柵外道路に面した岸壁の右侵入口より約十三米隔つた起重機の陰に窃かに搬出し用意のリヤカーに積載したところ過大の重量に車輪を破損したため已むなく盗品をその場に置き替りのリヤカーを物色しつつ右場所より約五百米離れた同市b町c番地I方附近に至り同家出入口横に置いてあつた同人所有のリヤカー一台を発見窃取した上その間約二十五分乃至三十五分の時間を要して再び右場所に引返えし盗品を右リヤカーに積替えた後被告人Aが曳手を持ち被告人B、同Cの兩名が後方よりこれを押して前記裏門前路上を運搬に及んだところ偶々構内裏門附近を巡回夜警中のG守衛の姿を認め被告人B、同Cの兩名は直にこれを被告人Aに伝えて一時警戒の気構えを示したが被告人Aの「構わない、早く行こう」という氣勢に誘われ茲に被告人等三名は右守衛の追跡尾行を恐れ警戒しつつもいさい構わず幅員約八米の一直線の裏門前岸壁道路を約二百米北進し更に三又路を右折して約二十米前進した地点まで一気に右盗品を運搬逃走した後一息入れれるべく同所において停止した。他方構内を巡視して裏門附近に差蒐つた際リヤカーを曳いて北進する被告人等の姿を目撃したG守衛は工場より盗品を運搬逃走中のものではないかと直感しこれを確めて警察との連絡を計るべく取急ぎ製罐工場南角までの巡視を済ませて直に裏門に引返えして裏門を開け約九米前方を進行しつつあつた被告人等の後方より徐々に間隔を縮めながら追跡尾行し被告人等が停止した前記地点に達した頃は約二米後方にまで近接していたこと。同所においてリヤカーの前部よりその後方に立つG守衛の姿を確認した被告人Aは守衛の追跡尾行の事実を察知し咄嗟に逮捕を免れ罪跡の湮滅を計るべく決意し、停止したリヤカーの前方より同人に接近し「何したでか」と叫びながら大腿部を蹴り上げて同人を路上に転倒せしめ、これを目撃した被告人C、同Bの兩名も守衛の追跡を知つて同様決意の上被告人Aと相協力してGに襲いかかり交々殴る蹴る等の暴行を加え同人が転倒したまま路面を這つて道路横の空地に逃避したにも拘らず被告人A、同Cの兩名において



の余の事実（同別表第一（16）を除く、右犯罪は準強盗傷人罪の一部）は総て右裁判確定後の事実に係るものであることが明白であるから後記自判の際示す如く二個の刑をもつて処断しなければならぬにも拘らずこれを刑法第四十五条前段の併合罪として一個の刑をもつて処断したのは判決に影響を及ぼすことの明かな擬律の違背を冒したものであるといふべく原判決はこの点においても破棄を免れない。

よつて検察官及び弁護人加藤定蔵、同長谷川信の各量刑に関する控訴趣意についての判断は自判の際自ら示されるとおりで検察官の控訴は理由があり各弁護人の控訴は理由がないことに帰する。

よつて刑事訴訟法第三百九十七條第一項により原判決中被告人三名に関する部分を破棄し同法第四百條但書により改めて次のとおり判決する。

（罪となるべき事実）

第一 被告人A、同B及び同Cは共謀の上

（一）別紙犯罪表第一記載のとおり昭和三十一年十一月十八日より昭和三十三年三月五日までの間前後十六回に亘り秋田市d国鉄K駅構内貨車内外八個所においてL外八名の管理又は所有に係る制輪子十七個外四十七点（時価合計八万五千七百円相当）を窃取し

（二）昭和三十三年三月五日午前三時頃同市a町D工事事務所E工場より同所長F保管に係るスラストリング一個、ゴムジョイント用バンド一組、逆転機用歯車ケース一個、カツターナイフ四枚、オモシ一本、ワイヤーシーブ一個（時価合計三万円相当）を同工場裏附近の路上に搬出して窃取し用意のリヤカーが破損したため同市b町附近まで物色して程なく窃取しえた（別表第一16の犯行）替りのリヤカーに右盗品を積載して運搬に及んだ直後偶々構内裏門附近を巡回夜警中のG守衛

（当時五十七年）に発見せられたためその追跡尾行を恐れ警戒しつつ右道路上を約二百米北進し更に三叉路を右折して約二十米前進した地点まで一気に右盗品を運搬逃走したところ同所において追跡尾行して来た右守衛の姿を発見するや突嗟にその逮捕を免れ罪跡の湮滅を計るべく犯意を相通じて同人に襲いかかり交々殴る蹴る等の暴行を加え同人が転倒したまま路面を這つて道路横の空地に逃避したにも拘らず被告人A、同Cの兩名においてなおもこれを追つて同人の頭部、顔面等を蹴り又は踏みつける等の暴行を加えよつて同人に対し加療約四ヶ月を要する頭部並に顔面打撲裂創、左上顎骨骨折及び下顎歯列骨折等の傷害を負わしめ

第二 被告人B及び同Cは共謀の上別紙犯罪表第二記載のとおり昭和三十一年十二月十五日頃より昭和三十三年二月二十五日頃までの間前後十二回に亘り同市e町f番地のgM方外八個所において同人外八名の所有又は管理に係る四貫目入木炭一俵外二十四点（時価合計三万三百二十円相当）を窃取し

第三 被告人Aは単独で

（一）別紙犯罪表第三記載のとおり昭和三十一年二月十七日頃より同年三月三十日頃までの間前後八回に亘り同市h i区地内国鉄通信線路第四十八号柱乃至第五十号柱間外七個所において国鉄j通信分区長N管理に係る二、九ミリ裸硬銅線約千五百五十八米（時価合計二万七千七百十円相当）を窃取し

（二）別紙犯罪表第四記載のとおり昭和三十三年二月十日頃より同年三月二日頃までの間前後六回に亘り秋田県南秋田郡k間通信路線第九号柱乃至第十五号柱間外四個所においてO外三名の管理又は所有に係る二、九ミリ裸硬銅線約七百六十米及び古鉄約四十貫その他船舶部品等（時価合計四万三千八百四十一円相当）を窃取し

たものである。

（証拠の標目）（省略）

尚被告人Aは昭和二十六年十一月三十日秋田簡易裁判所において窃盗罪及び横領罪により懲役一年五年間執行猶予（昭和二十七年政令第一一八号により懲役九月に減輕、猶予期間を三年九月に短縮、昭和二十八年二月二十八日刑執行猶予取消決定同年三月十五日確定）に、昭和二十八年一月三十日同裁判所において窃盗罪により懲役一年に、昭和三十年一月十二日盛岡地方裁判所一ノ関支部において脅迫罪及び恐喝罪により懲役十月に各処せられ、当時右各刑の執行を受け終つた累犯となるべき前科があること及び昭和三十一年九月十一日秋田簡易裁判所において道路交通取締法違反の罪により罰金千円に処せられ右は同月二十八日確定したものであることはいずれも同被告人の原審公判廷における供述記載、検察事務官作成の同被告人に対する前科調書及び秋田刑務所長作成の刑執行状況回答書によりこれを認める。

（法令の適用）

法律に照らすと被告人Aの判示所為中窃盗の点は刑法第二自三十五条に（尚共謀

